

議案第 73 号

松阪市中心市街地活性化複合施設条例の一部改正について

松阪市中心市街地活性化複合施設条例（平成 30 年松阪市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 20 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市中心市街地活性化複合施設条例の一部を改正する条例

松阪市中心市街地活性化複合施設条例（平成 30 年松阪市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 3 章 カリヨンパーキング（第 14 条—第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条・第 22 条）」を

「第 3 章 カリヨンパーキング（第 14 条—第 20 条）

第 4 章 指定管理者（第 21 条）

第 5 章 雑則（第 22 条・第 23 条）」に改める。

第 7 条第 2 項中「額」を「種類及び額」に、「別」を「別表第 1」に改める。

第 17 条第 2 項中「別表」を「別表第 2」に改める。

第 22 条を第 23 条とし、第 21 条を第 22 条とする。

第 4 章を第 5 章とし、第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第 4 章 指定管理者

（指定管理者による管理）

第 21 条 複合施設の管理は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 9 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に、複合施設の管理に関する事業のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第 2 条に規定する事業に関すること。
- (2) 複合施設の利用及び利用料金に関すること。
- (3) 複合施設、設備器具等の維持管理に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長は、指定管理者に施設使用料及び駐車場使用料を利用料金として当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- (2) 第 3 条及び第 4 条中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは

「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第 5 条第 1 項中「あらかじめ市長の許可」とあるのは「貸店舗についてはあらかじめ市長の承認を得て指定管理者の許可を、貸館等についてはあらかじめ指定管理者の許可」と、同条第 2 項及び第 6 条第 2 項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 7 条中「使用料」とあるのは「利用料」と、同条第 2 項中「別表第 1 に定めるところによる」とあるのは「別表第 1 に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」と、第 8 条中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、市長が定める基準に従い」と、「使用料」とあるのは「利用料」と、第 9 条中「使用料」とあるのは「利用料」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 10 条第 1 項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第 2 項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第 12 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 14 条第 1 項中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、同条第 2 項及び第 15 条第 1 項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第 2 項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第 16 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 17 条中「使用料」とあるのは「利用料」と、同条第 2 項中「別表第 2 に定めるところによる」とあるのは「別表第 2 に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」と、第 18 条中「使用料」とあるのは「利用料」と、「徴収」とあるのは「収受」と、第 19 条中「使用料」とあるのは「利用料」と、「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、市長が定める基準に従い」と、前条中「使用料」とあるのは「利用料」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表第 1 及び別表第 2 中「使用料」とあるのは「利用料」と読み替えて、これらの規定を適用する。

別表定期駐車券の項金額の欄中「8,400 円」を「8,800 円」に、「10,500 円」を「11,000 円」に改め、同表中備考 3 を削り、同表を別表第 2 とし、同表の前に次の 1 表を加える。

別表第 1（第 7 条関係）

種別	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで

貸店舗・貸事務所		月額 1,672 円（1 m ² 当たり）					
1 階倉庫		月額 5,500 円（1 区画当たり）					
1 階ホール及び 広場		1 時間 33 円（1 m ² 当たり）					
展示室	基本使用料	3,150 円	4,680 円	4,210 円	7,740 円	8,890 円	11,910 円
	冷暖房料	570 円	770 円	770 円	1,540 円	1,730 円	2,500 円
会議・ セミナー室	基本使用料	2,820 円	4,210 円	3,780 円	6,940 円	7,980 円	10,680 円
	冷暖房料	570 円	770 円	770 円	1,540 円	1,730 円	2,500 円

備考

- 1 平日とは、土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。）以外の日をいう。
- 2 展示室及び会議・セミナー室を使用する場合において、営利又は営業上の目的で使用するときは、平日にあつては基本使用料の 1.5 倍、土曜日、日曜日及び休日にあつては 1.7 倍とする。
- 3 前項以外の目的で土曜日、日曜日及び休日に使用する場合は、基本使用料の 1.2 倍とする。
- 4 前 2 項の規定による使用料の加算に当たり 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 5 展示室及び会議・セミナー室はそれぞれ半面貸しにより使用することができる。この場合における使用料及び冷暖房料は、基本使用料の半額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（松阪市産業振興センター条例の一部改正）
- 2 松阪市産業振興センター条例（平成 17 年松阪市条例第 168 号）の一部を次のように改正する。
第 1 条第 2 項を削る。
別表中「

施設の名称		基本使用料（単位 円）					
		午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日
		午前 10 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 10 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 10 時まで	午前 10 時から 午後 10 時まで
展示室	使用料	2,060	4,600	4,130	6,660	8,730	10,790
	冷暖房 料	370	750	750	1,320	1,700	2,260
会議・セ ミナー室	使用料	1,840	4,130	3,710	5,970	7,840	9,680
	冷暖房 料	370	750	750	1,320	1,700	2,260

」を削り、同表備考 1 及び備考 2 中「祝日」を「休日」に改め、同表中備考 4 を削る。